岡崎市一般廃棄物処理基本計画
（生活排水処理基本計画）

令和３年３月

岡　崎　市

目　　次

第１章　基本的事項 1
　第１節　はじめに 1
　第２節　計画策定の目的 1
　第３節　計画の位置付け 1
　第４節　計画の期間 2

第２章　岡崎市の概要 3
　第１節　本市の特性 3
　第２節　本市の関連条例等 10
　第３節　上位計画等 11

第３章　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題 14
　第１節　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の現状 14
　第２節　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の課題 24

第４章　基本方針 26
　第１節　目指すべき姿 26
　第２節　基本方針 26
　第３節　基本方針に係る目標値 27

第５章　基本方針に関する施策 28
　第１節　施策の体系 28
　第２節　浄化槽の取り組み 29
　第３節　し尿の取り組み 29
　第４節　下水道・農業集落排水施設の取り組み 30
　第５節　し尿処理施設の取り組み 30
　第６節　広報啓発 31

第６章　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理量の将来予測 32
　第１節　処理形態別人口の予測 32
　第２節　し尿及び浄化槽汚泥量の見込み 35

第７章　処理計画 36
　第１節　収集運搬計画 36
　第２節　中間処理計画 36
　第３節　最終処分計画 36

用語集 37

第１章　基本的事項

第１節　はじめに

市民生活に伴い発生する生活排水の処理は、地域の水環境と密接な関わりを持っており、身近な河川の水質や生態系の保全にも直結することから、自然との共生を進めていく上で重要な課題のひとつとなっています。

このため、岡崎市（以下「本市」という。）においても、総合政策指針（令和元年 12 月議決）にて、衛生的で快適な環境を確保するため、生活排水処理の適正化を図り、「持続可能な循環型の都市づくり」の推進に努めています。

本市の生活排水処理においては、こうした状況を念頭に、合併処理浄化槽や下水道等の各種生活排水処理施設整備事業との整合性を考慮しながら、生活排水処理体系全体の調整を図り、長期的展望に立った総合的な施策を推進しています。

また、平成 27 年に行われた国連総会では、令和 12 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択され、廃棄物の大幅な削減や海洋汚染の防止、水質の改善等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われ、本市は令和２年にＳＤＧｓ未来都市に選定されました。そのため、本市においても、生活排水処理対策を行うことで、ＳＤＧｓの達成に向けて取り組むとともに、持続可能なまちを目指しています。

第２節　計画策定の目的

本計画では、本市における生活排水処理の現状把握及び将来予測に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画目標年次において本市から発生する生活排水をどのような方法でどの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥等の処理方法等を含めた生活排水処理全般に係る基本方針を定めることで、計画的な生活排水対策を行うことを目的とします。

第３節　計画の位置付け

生活排水処理基本計画の位置付けは、図 1－1 に示すとおりです。

生活排水処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第６条第１項の規定により、策定を義務付けられている計画であり、関係法令をはじめ、関連計画との整合を図り、長期的視点に立った基本方

針を定めます。

また、廃棄物処理法に基づき、毎年度一般廃棄物処理実施計画を策定し、具体的な施策を実施します。

なお、本計画は、生活排水処理基本計画策定指針（平成２年 10 月８日付け衛環発第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づき策定するものとします。

図１−１　生活排水処理基本計画の位置付け

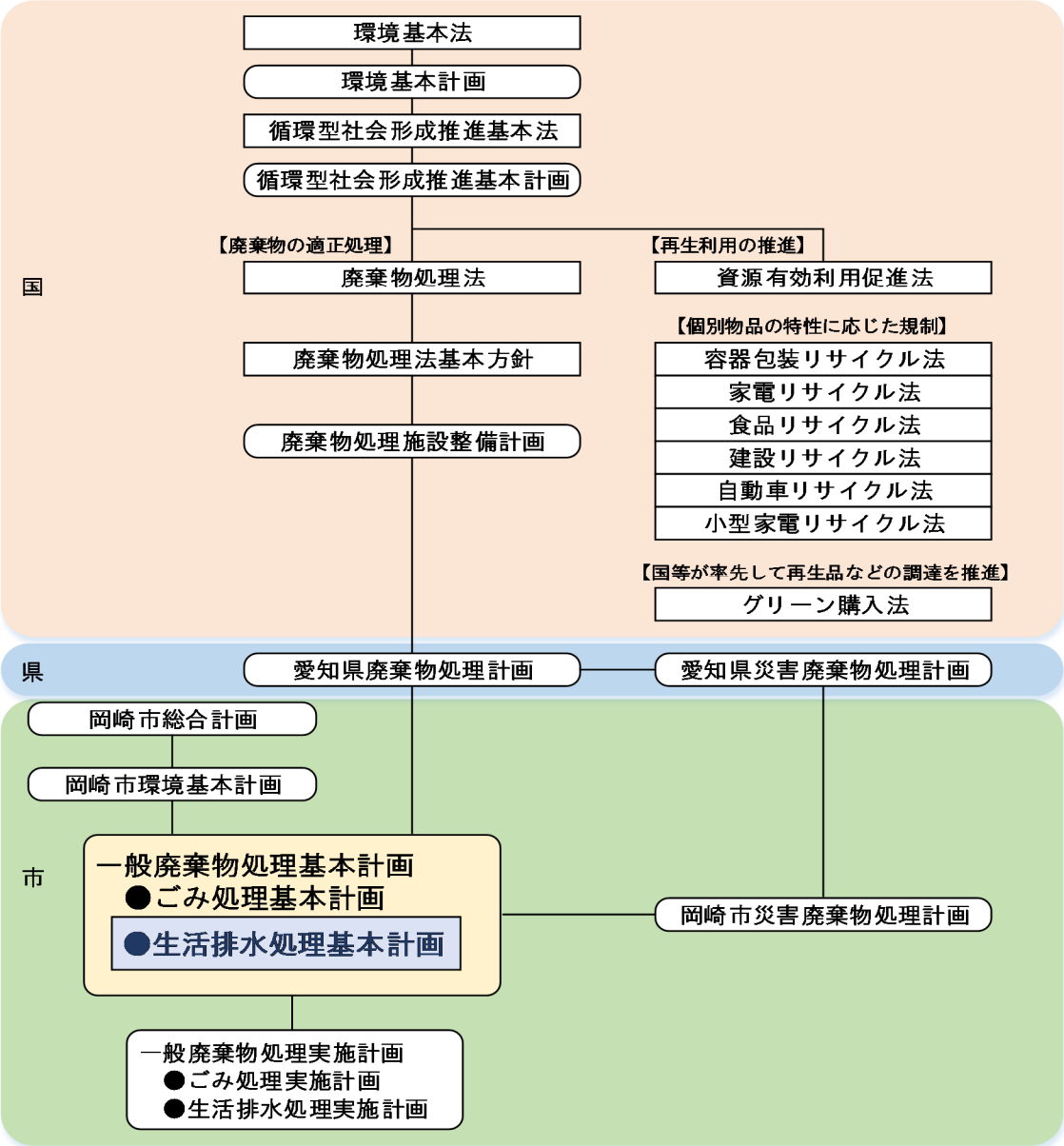

第４節　計画の期間

令和３年度を初年度とし、令和９年度を目標年度とします。

第２章　岡崎市の概要

生活排水処理基本計画の策定に当たり、人口や産業の概況等の計画策定の背景を整理し、計画策定の基本的な考え方を示していきます。

第１節　本市の特性

１－１　位置及び地勢

本市は、愛知県の中央部、三河山地と岡崎平野の接点にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地の西を北から南に縦断して矢作川が、東から西に横断する形で乙川が流れる水環境に恵まれた地にあります。

総面積 387.20km^2 と県内３番目の規模であり、市の北部は豊田市に、東部は新城市に、西部は安城市、西尾市に、南部は幸田町、蒲郡市、豊川市に接しています。

図 2－1　位置図

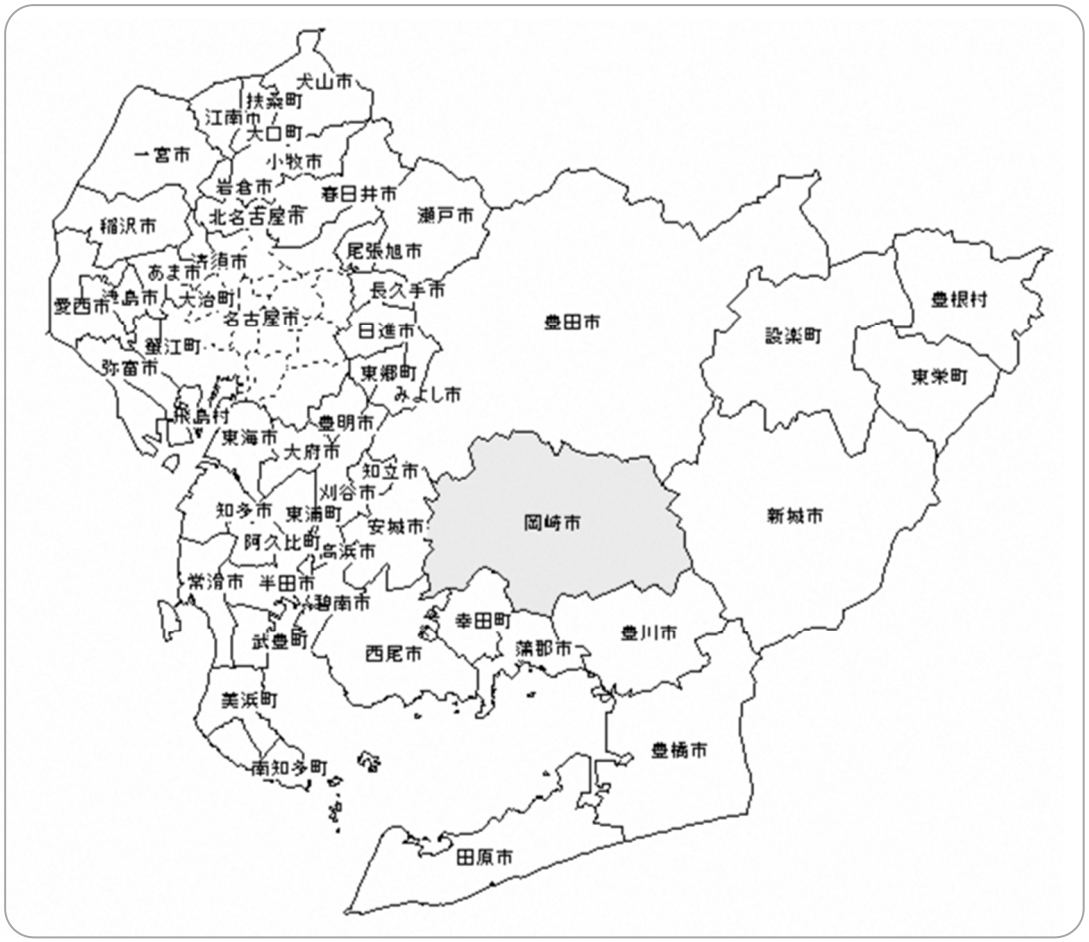

１－２　気象

本市は比較的温暖な気候であり、過去５か年（平成 27 年～令和元年）の平均気温は 16.5℃、年間降水量は、1,387.2 ㎜となっています。令和元年の月別降水量及び平均気温は、図 2－2 に示すとおりです。

図 2－2　月別降水量及び平均気温（令和元年）

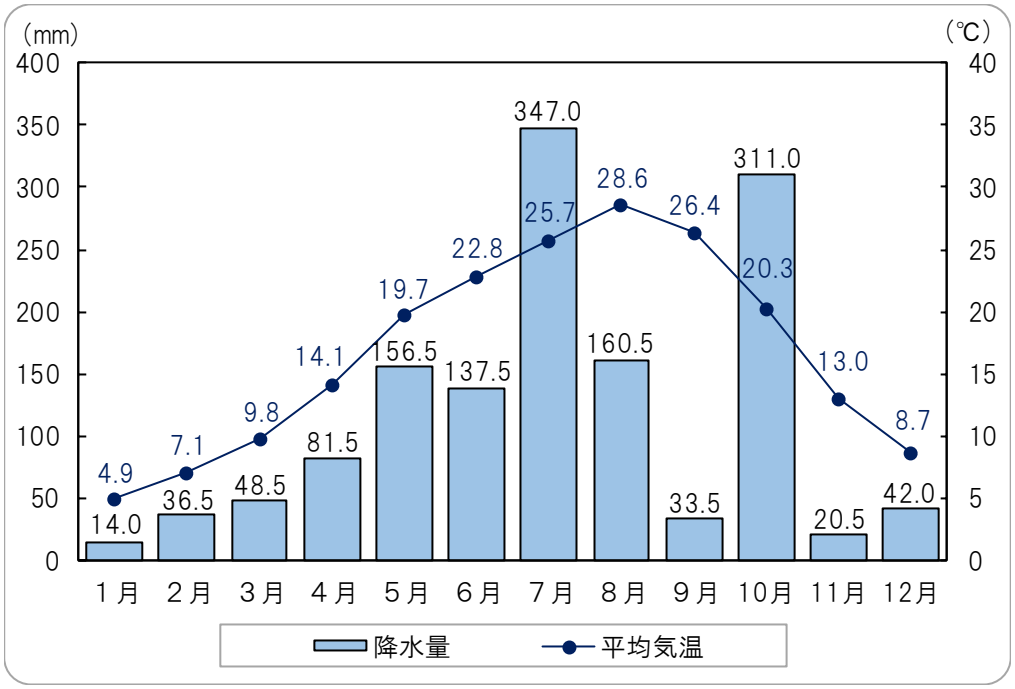

資料：岡崎市消防本部

１－３　人口及び世帯数

人口及び世帯数は、図 2－3 に示すとおりです。本市の人口は、令和元年度に減少しているものの、総体的に増加傾向を示しています。世帯数についても、増加傾向を示しています。

図 2－3　人口及び世帯数（各年度末時点）

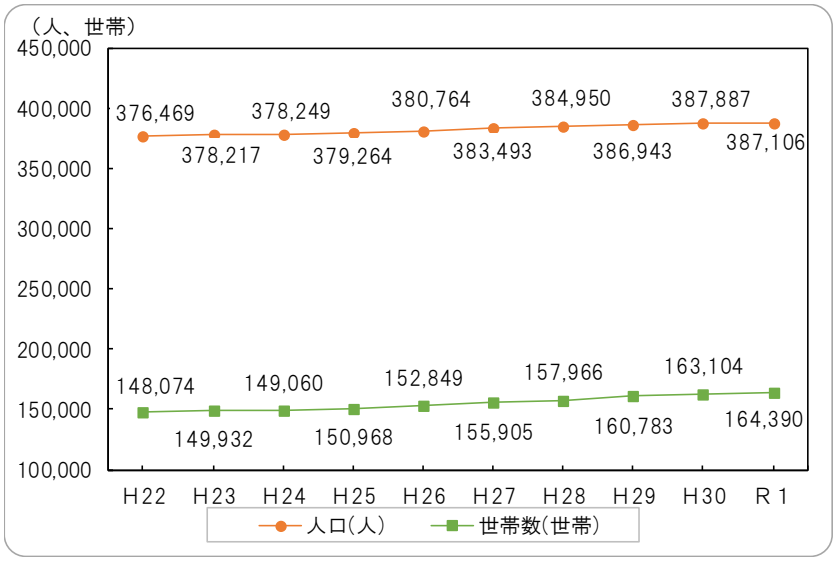

資料：岡崎市統計ポータルサイト

男女別・５歳階級別人口は図 2－4 に示すとおりです。男女とも 45～49 歳が最も多くなっています。

図 2－4　男女別・５歳階級別人口（令和２年４月）

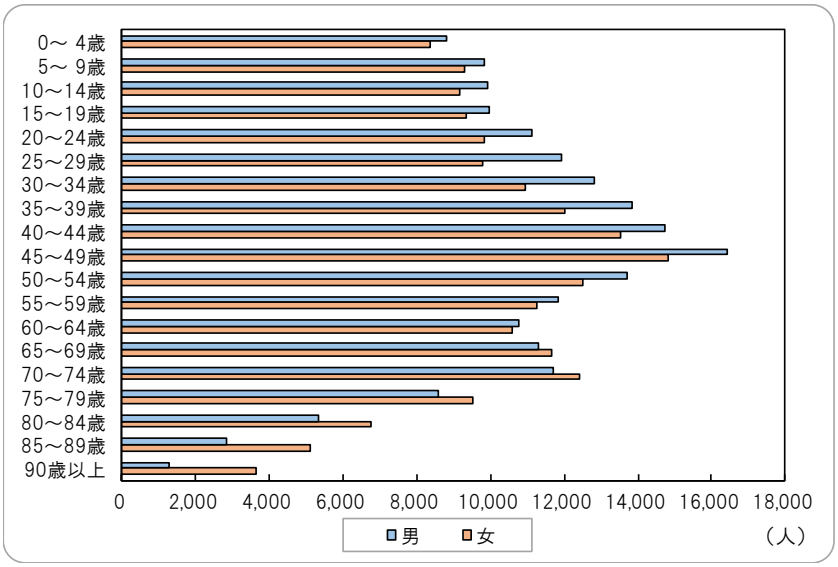

資料：岡崎市統計ポータルサイト

１－４　産業の特徴

産業の特徴は、表 2－1 に示すとおりです。

産業別事業所数及び従業員数は、表 2－2 に示すとおりです。平成 28 年において、従業員数は 163,737 人となっており、内訳については、製造業が 41,718 人（25.5%）と最も多く、次いで卸売・小売業 30,415 人（18.6%）となっています（図 2－5 参照）。

表 2－1　産業の特徴

業　種	特　　徴
農　業	温暖な気候と矢作川及び乙川水系の豊富な水と肥沃な大地に恵まれ、高速道路や主要幹線道路網が整備された立地条件を活かし、平坦部では水稲・麦・大豆を主体とした土地利用型農業を中心に、いちご・なす・花き等の施設園芸が栄え、丘陵地ではぶどう・柿等の果樹栽培、酪農・養豚・養鶏等の畜産業も行われています。
工　業	戦前から繊維工業を中心として発展し、戦後、重化学工業へと変貌し、近年においては、特に、輸送機器関連産業が発展し、エレクトロニクス、メカトロニクス産業等最先端産業も進出する等、バランスのとれた工業立地が進んでいます。このような中、内陸工業用地として花園工業団地及び葵工業団地がそれぞれ整備され、自動車関連産業を始め日本の基幹産業を中心とした優良企業が進出しています。
商　業	徳川家康公生誕の岡崎城を中心とする城下町、東海道屈指の宿場町として栄え、石製品や八丁味噌等多くの伝統産業を保有する等、古くから西三河市域の歴史・文化・産業の拠点として発展してきました。近年では、東海地方最大規模のショッピングセンターをはじめ、大規模小売店舗の立地により年間小売販売額は愛知県でも３番目と高い商業力を有しており、西三河地域の商業の中心となっています。

表 2－2　産業別事業所数及び従業員数

産　　業	平成22年		平成28年	
	事業所数（事業所）	従業員数（人）	事業所数（事業所）	従業員数（人）
農林漁業	30	421	34	447
鉱業、採石業、砂利採取業	8	82	7	23
建設業	1,516	10,716	1,403	10,156
製造業	1,659	41,807	1,529	41,718
電気・ガス・熱供給・水道業	11	836	9	840
情報通信業	108	924	96	1,017
運輸業、郵便業	205	6,728	209	7,362
卸売・小売業	3,715	31,126	3,584	30,415
金融・保険業	275	4,491	272	4,508
不動産業、物品賃貸業	836	2,870	745	3,390
学術研究、専門技術サービス業	601	5,771	636	9,263
宿泊業、飲食サービス業	1,755	14,509	1,669	14,707
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	6,801	1,239	6,593
教育、学習支援業	548	4,217	539	3,888
医療、福祉	880	12,780	960	15,015
複合サービス事業	69	512	69	570
サービス業	1,014	10,648	929	13,825
計	14,484	155,239	13,929	163,737

資料：岡崎市統計ポータルサイト

図 2－5　産業別従業員数の比率（平成 28 年）

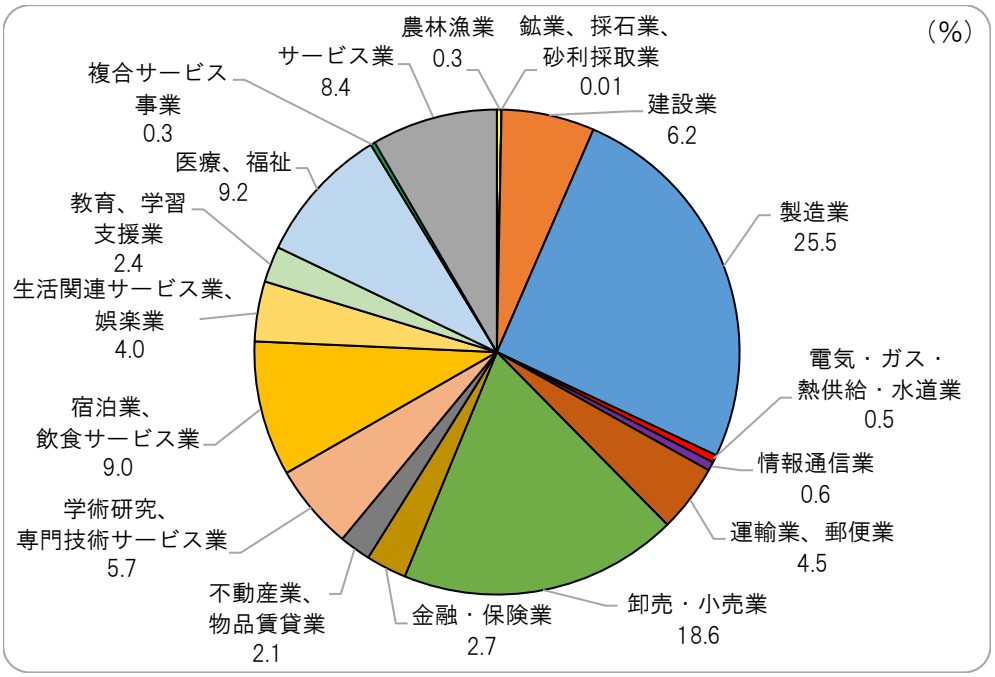

資料：岡崎市統計ポータルサイト

１－５　土地利用の状況

本市における地目別土地利用面積は、表 2－3 に示すとおりです。森林が 59.9%を占めており、次いで宅地（12.0%）、農地（8.5%）となっています（図 2－6 参照）。

表 2－3　地目別土地利用面積（平成 28 年）

（単位：ha）

地　目	農地	森林	水面･河川･水路	道路	宅地	その他	計
面　積	3,310	23,198	1,655	2,414	4,628	3,516	38,720

資料：岡崎市統計ポータルサイト

図 2－6　地目別土地利用面積比率（平成 28 年）

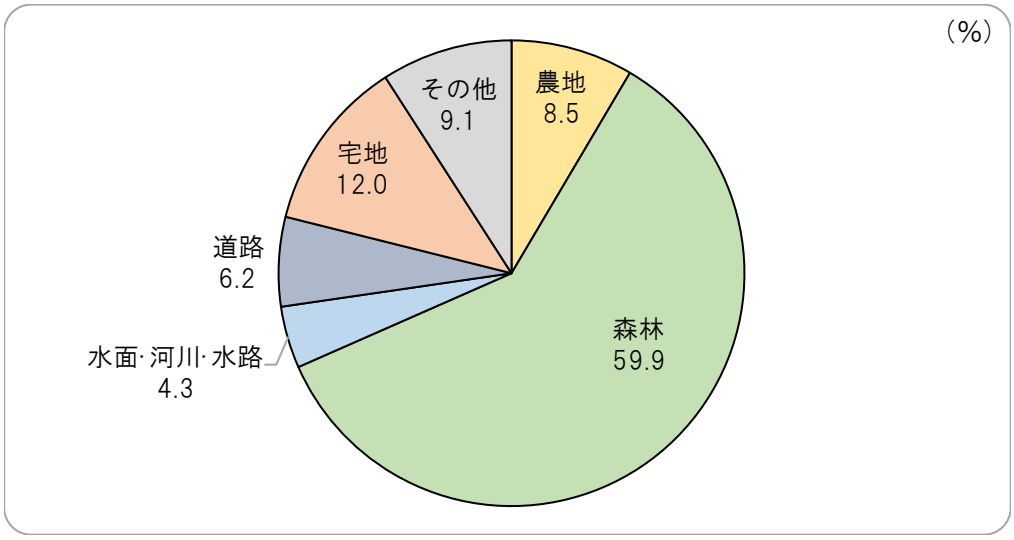

資料：岡崎市統計ポータルサイト

１－６　水利用状況

本市を流れる主な河川は、表２－４に示すとおりです。

矢作川が市内を南北に流れ、東西に流れる乙川等、市内に 19 本流れる一級河川の全てが矢作川の支流となっています。

表２－４　本市を流れる主な河川

平成30年４月１日現在

階級	河川名	河川延長 (km)	流域面積 (km^2)	河川名	河川延長 (km)	流域面積 (km^2)
一級河川	矢作川	118.00	1,830.0	鉢地川	7.16	13.6
	巴川(姉川を含む)	56.44	351.1	山綱川	6.52	23.8
	乙川	33.96	258.0	伊賀川	5.23	11.4
	郡界川	23.71	37.2	占部川	5.03	11.3
	広田川	19.42	101.8	夏山川	4.82	14.0
	男川	17.17	110.0	竜泉寺川	4.77	10.8
	鹿乗川	16.07	50.7	砂川	4.16	3.7
	青木川	9.14	42.8	雨山川	4.00	7.1
	安藤川	8.78	23.4	乙女川	3.60	23.0
	真福寺川	7.78	10.1	鳥川	3.20	2.2
準用河川	夏山川	3.50		更沙川	0.80	
	冨尾川	2.50		砂川	0.73	
	北斗川	2.06		ミタライ川	0.61	
	戸崎川	1.90		柿崎川	0.60	
	小呂川	1.89		百田川	0.60	
	於御所川	1.70		前田川	0.50	
	上地新川	1.70		血川	0.50	
	鉢地川	1.63		六斗目川	1.12	
	於御所川支流	1.50		井野木川	0.40	
	嶋川	1.29		女ヶ谷川	0.40	
	丸山川	1.20		竜城堀	0.24	
	山田川	1.10		古部川	0.14	
	広見川	1.05		江川	0.07	

第２節　本市の関連条例等

２－１　廃棄物関連条例等

名　称	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成７年４月施行）
主な内容	市民、事業者及び市が廃棄物の循環的な利用及び環境への負荷の低減に関し、相互の理解と協力の下に、廃棄物の排出を抑制し、及び循環的な利用を促進することによる廃棄物の減量並びに廃棄物の適正な処理をすることによって、循環型社会の形成並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

名　称	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成７年４月施行）
主な内容	上記条例の施行に関し必要な事項を定めるもの。

２－２　その他関連条例

名　称	岡崎市環境基本条例（平成 18 年１月施行）
主な内容	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策及び活動の基本となる事項を定めることにより、これらを総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全、安心かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第３節　上位計画等

上位計画である総合計画や環境基本計画、関連計画である水循環総合計画の生活排水関連を抜粋し、以下に整理します。

３－１　総合計画

名　称	第７次岡崎市総合計画（令和３年３月策定）
計画期間	令和３年度 ～ 令和 12 年度
将来都市像	一歩先の暮らしで三河を拓く　中枢・中核都市おかざき
将来人口	令和 12 年：概ね 40 万人
分野別指針	⑴　暮らしを支える都市づくり ⑵　暮らしを守る強靭な都市づくり ⑶　持続可能な循環型の都市づくり ⑷　多様な主体が協働・活躍できる社会づくり ⑸　健康で生きがいをもって活躍できる社会づくり ⑹　女性や子どもがいきいきと輝ける社会づくり ⑺　誰もが学び活躍できる社会づくり ⑻　商業と観光が成長産業となる地域経済づくり ⑼　ものづくりが柱でありつづける地域経済づくり ⑽　スマートでスリムな行政運営の確立
生活排水関連	分野別指針⑶　持続可能な循環型の都市づくり 環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出 CO2 の削減、生物の多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。

３－２　環境基本計画

名　称	第２次岡崎市環境基本計画（環境ビジョン）（令和３年３月策定）
計画期間	令和３年度 ～ 令和 13 年度
環 境 像	自然の恵みを次世代へ引き継ぐ、持続可能な循環型社会 「環境共生都市　岡崎」
環境目標	環境目標１：【自然共生】豊かな自然と共生するまちに 環境目標２：【生活環境】良好な生活環境が確保されるまちに 環境目標３：【地球環境】気候変動の対策が進んだまちに 環境目標４：【循環型社会】ごみの排出が抑制され、資源やエネルギーが循環するまちに 環境目標５：【環境教育】環境を考え実践するまちに
生活排水関連（抜粋）	○　環境汚染を防止しリスクを低減する 市民の健康を保護するとともに、生活環境の維持・向上を図るため、排出水に係る効果的な立ち入り検査や、常時監視による汚染等状況把握の継続、機器、設備及び人員等組織体制の充実を図ります。また、石綿規制の強化に伴う指導体制の構築など法改正等への対応を行います。 河川の美化のために、河川流量の維持、雨水貯留量の確保に努めるほか、市民の水辺への関心の向上を図るための普及啓発、河川美化団体への継続的な支援を行います。また、生活排水による河川の水質汚濁防止のために、浄化槽促進区域を新たに設定し、合併処理浄化槽への転換促進をさらに図るとともに、浄化槽保守点検業者との協働や浄化槽台帳システムの活用により浄化槽の適正な維持管理を推進し、良好な生活環境の確保を目指します。

３－３　岡崎市水循環総合計画

名　称	岡崎市水循環総合計画（令和３年３月策定）
計画期間	平成 20 年度 ～ 令和 12 年度
理 念	私たちでつくる、 水・みどり・生きもの豊かな“里川”のまち
生活排水関連（抜粋）	重点施策 1.合併処理浄化槽の普及 岡崎市では川の水の汚れの原因として、単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)設置家庭や汲み取り処理家庭からの生活雑排水による負荷が大きな割合を占めている。そこで、単独処理浄化槽や汲み取り処理から合併処理浄化槽への転換を促進していく。 重点施策 2.下水道の整備(汚水) 下水道事業計画区域内における未整備地区の下水道整備を進め、都市の健全な発展及び快適な生活環境の実現を目指す。

第３章　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の現状と課題

第１節　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の現状

１－１　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の処理体系

本市におけるし尿・生活雑排水の処理フローは、図３－１に示すとおりです。

本市区域内の汲み取り便槽の世帯等から発生するし尿は、八帖クリーンセンター（し尿処理施設）で処理しています。

単独処理浄化槽や合併処理浄化槽、農業集落排水施設を使用している世帯等から発生する浄化槽汚泥についても、八帖クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入し処理しています。

以上のとおり、し尿や浄化槽汚泥については適正に処理していますが、し尿収集世帯や単独処理浄化槽で処理を行っている世帯等から発生する生活雑排水は、未処理のまま河川等に流れています。

令和３年度から、八帖クリーンセンター（し尿処理施設）の処理水は、矢作川浄化センターで処理します。なお、八帖クリーンセンター（し尿処理施設）での処理後物（脱水ケーキ等）は、中央クリーンセンターで溶融処理します。処理で発生したスラグやメタルはリサイクルし、ごみ処理灰は北部一般廃棄物最終処分場で埋立処分をします。

公共下水道に接続している世帯のし尿・生活雑排水は、矢作川浄化センターで処理しています。

図３－１　し尿・生活雑排水の処理フロー（令和３年度～）

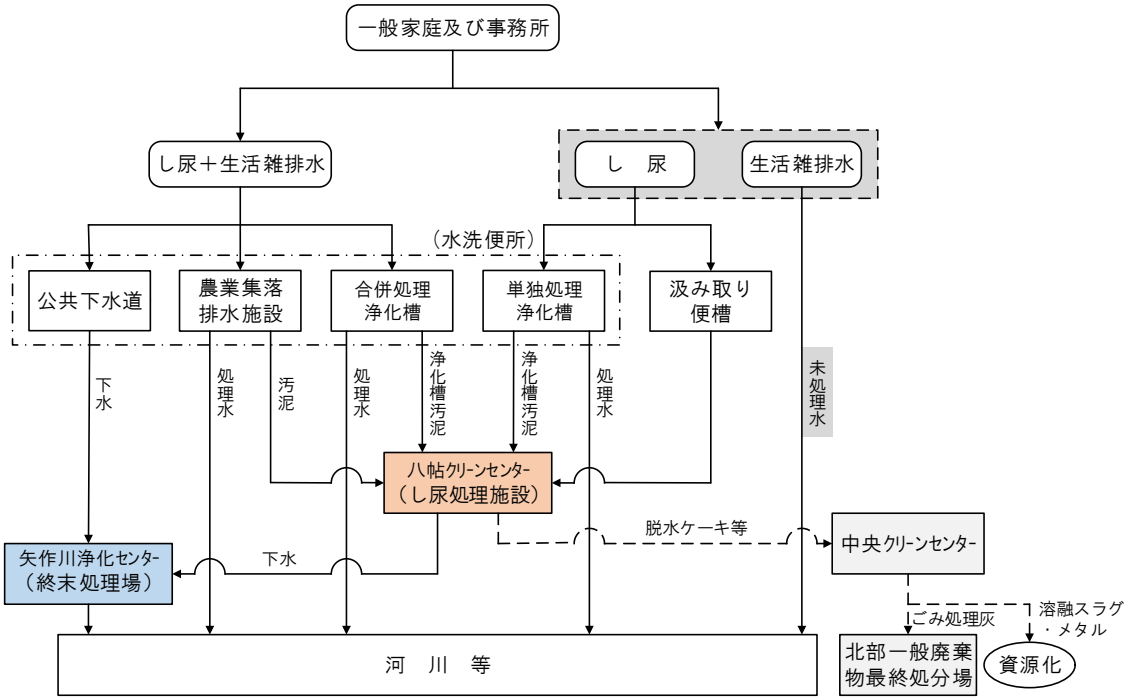

１－２　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況

(1)　処理形態別人口

処理形態別人口は、表 3－1 に示すとおりです。浄化槽人口及びし尿収集人口は減少傾向を示しており、下水道人口は増加傾向を示しています。

表 3－1　処理形態別人口

（単位：人）

年　　度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1.計画処理区域内人口	376,469	378,217	378,249	379,264	380,764
2.水洗化・生活雑排水処理人口	312,623	322,524	330,520	335,353	339,672
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	25,818	24,445	20,111	20,713	20,642
(3) 下水道	278,484	289,420	301,716	305,992	311,369
(4) 農業集落排水施設	8,321	8,659	8,693	8,648	7,661
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	57,704	50,290	42,648	39,434	36,902
4.非水洗化人口	6,142	5,403	5,081	4,477	4,190
(1) し尿収集人口	6,142	5,403	5,081	4,477	4,190
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	83.0%	85.3%	87.4%	88.4%	89.2%
年　　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1.計画処理区域内人口	383,493	384,950	386,943	387,887	387,106
2.水洗化・生活雑排水処理人口	344,655	350,101	354,643	357,718	357,399
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	20,693	21,181	21,495	22,114	20,772
(3) 下水道	316,450	321,416	325,702	328,236	329,307
(4) 農業集落排水施設	7,512	7,504	7,446	7,368	7,320
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	35,691	31,927	29,582	27,685	27,380
4.非水洗化人口	3,147	2,922	2,718	2,484	2,327
(1) し尿収集人口	3,147	2,922	2,718	2,484	2,327
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	89.9%	90.9%	91.7%	92.2%	92.3%

注）「1.計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。

図 3－2　処理形態別人口の推移

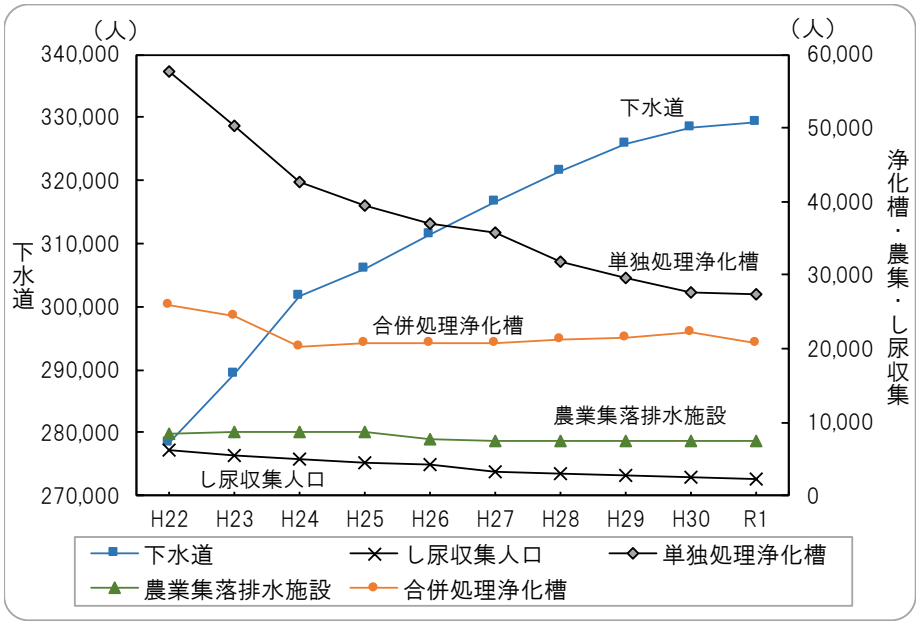

１－３　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の発生抑制及び排出抑制施策の現状

生活排水及びし尿・浄化槽汚泥の発生抑制及び排出抑制施策の状況は、以下に示すとおりです。

<table>
<tr><th>施　　策</th><th>内　　容（現　　状）</th></tr>
<tr><td>補助金の交付</td><td>汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する対象者に補助金の交付を行っています。
<table>
<tr><td></td><td>平成 29 年度</td><td>平成 30 年度</td><td>令和元年度</td></tr>
<tr><td>設置基数</td><td>60 基</td><td>46 基</td><td>30 基</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>キャンペーン・イベントへの参加</td><td>市が実施するイベント等において、浄化槽の維持管理や合併処理浄化槽への転換促進に向けた啓発活動を実施しています。
例）かがくフェスタ、環境ひろば等</td></tr>
</table>

１－４　収集運搬の現状

(1)　収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、７社の許可業者により行っています。

(2)　収集運搬量実績

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は、表 3－2 に示すとおりです。し尿、浄化槽汚泥ともに減少傾向を示しています。

表 3－2　し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量

（単位：kℓ/年）

年　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
し尿	3,022	2,966	2,576	2,137	2,059
浄化槽汚泥	44,201	43,578	42,731	41,953	42,046
計	47,223	46,544	45,307	44,090	44,105

図 3－3　し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量

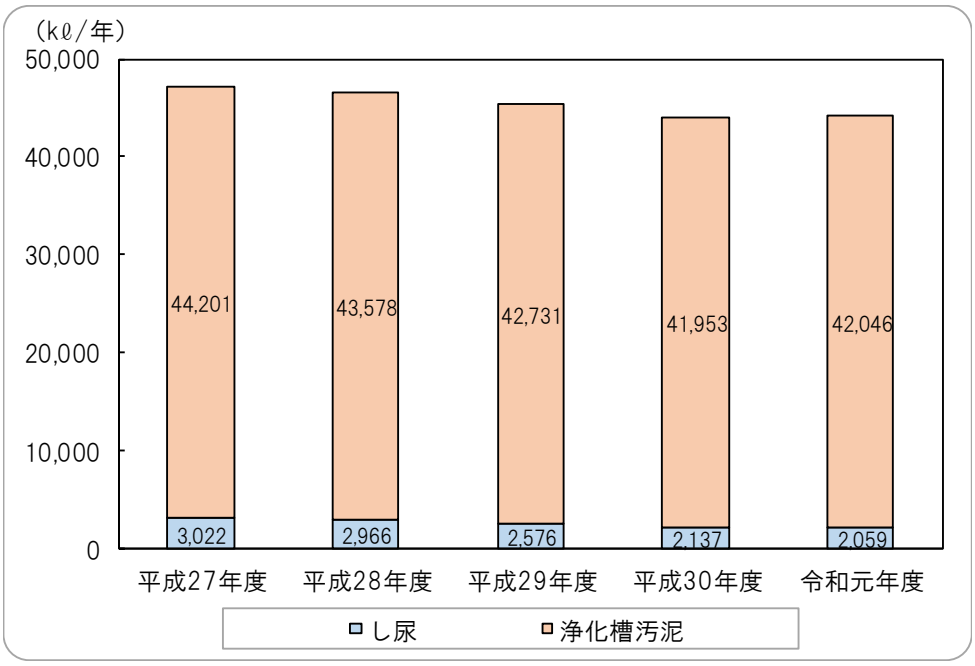

１－５　中間処理の現状

中間処理は、し尿処理施設で行っています。

⑴　施設概要

し尿処理施設の施設概要は、表 3－3 に示すとおりです。し尿処理残渣は、焼却・溶融処理施設で処理しています。施設は稼働後 28 年が経過しています。

表 3－3　し尿処理施設の概要

施設名称	八帖クリーンセンター
所 在 地	岡崎市八帖南町字立島２番地１
処理形式等	標準脱窒素処理方式
処理能力	320kℓ/日
竣　　工	平成４年３月

⑵　処理量

処理量は、収集運搬量と同値であり（表 3－2 参照）、令和元年度にし尿 2,059kℓ/年、汚泥 42,046kℓ/年となっています。

１－６　生活排水処理施設の設備状況

前述の八帖クリーンセンター（し尿処理施設）以外の処理施設の整備状況は、以下に示すとおりです。

○　公共下水道

下水道は、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上等快適な生活環境を保持していく上で大きな役割を担っています。

公共下水道事業は、令和元年度末までに約 5,805ha の整備が済んでいます。

○　農業集落排水事業

農業集落排水施設は、農村生活環境の整備と農業用排水路の水質保全を目的とし、し尿・生活雑排水等を処理しています。

本市の農業集落排水施設は、表 3－4 に示すとおりです。

表 3－4　農業集落排水施設

施設名	使用開始	処理方式	人槽
小美処理場	平成８年４月	合併JARUSⅢ型（流量調整槽前置型嫌気ろ床併用接触ばっ気）+三次処理	820
生平処理場	平成９年４月	合併JARUSⅢ型（流量調整槽前置型嫌気ろ床併用接触ばっ気）+三次処理	870
梁野処理場	平成10年11月	合併JARUSＸⅣ型（鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気）+三次処理	490
豊南処理場	平成11年２月	合併ｵｷｼﾃﾞｰｼｮﾝﾃﾞｨｯﾁ+三次処理	2,030
河合北部処理場	平成11年４月	合併JARUSＸⅡ型（鉄溶液注入回分式活性汚泥）+三次処理	1,710
男川上処理場	平成12年４月	合併JARUSＸⅡ型（鉄溶液注入回分式活性汚泥）+三次処理	1,220
霞川処理場	平成14年４月	合併JARUSＸⅣp型（鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気）+三次処理	2,510
葵第一処理場	平成18年４月	合併JARUSＸⅣp型（鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気）+三次処理	920
豊西処理場	平成18年４月	合併JARUSＸⅣp型（鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気）+三次処理	810
宮崎処理場	平成21年４月	合併JARUSＸⅣGP型（鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気）+三次処理	1,070

○　浄化槽

本市の浄化槽の設置基数は、表 3－5 に示すとおりです。

平成 13 年４月の浄化槽法の改正施行により、単独処理浄化槽の新設が禁止され、既存の単独処理浄化槽についても、合併処理浄化槽への転換に努力することが求められています。

また、浄化槽の法定検査（11 条）の受検率は、表 3－6 に示すとおりです。本市は、愛知県平均、全国平均を下回っています。

表 3－5　浄化槽の設置基数

（単位：基）

年　度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合併処理浄化槽	6,884	7,145	7,260
単独処理浄化槽	9,902	9,726	9,583
計	16,786	16,871	16,843

表 3－6　浄化槽の法定検査（11 条）の受検率

（単位：％）

年　度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
岡崎市	19.5	19.9	20.8
全国平均	40.3	41.8	43.1
愛知県内平均	20.0	21.0	21.8

１－７　最終処分の現状

⑴　施設概要

最終処分場の施設概要は、表 3－7 に示すとおりです。

表 3－7　最終処分場の施設概要

名　　称	北部一般廃棄物最終処分場
所 在 地	岡崎市東阿知和町字大入 1 番地 36
埋立容量	399,100m^3
埋立方法	準好気性埋立
竣　　工	平成 16 年３月
残余容量	248,543m^3（平成 31 年３月現在）
埋立完了年度	令和 40 年度

⑵　最終処分量

最終処分量は、表 3－8 に示すとおりです。

表 3－8　最終処分量

（単位：ｔ/年）

年　　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
直接埋立分	1,717	2,639	1,887	1,599	2,561
ごみ処理灰	3,420	3,449	3,571	3,140	3,421
破砕残さ	2,154	1,976	1,945	2,402	551
手選別後の埋立物	－	－	－	－	324
計	7,291	8,064	7,403	7,141	6,857

１－８　水質保全に関する状況

河川には、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として水質環境基準が指定されています。この水質環境基準には、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）の２種類があり、このうち生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は、多岐多様な利水目的などを勘案して、個々の水域ごとに基準値が設定されています。これを類型指定といい、本市の類型指定状況は表 3－9 に示すとおりです。

ほとんどの河川はＡ類型に指定されています。

鹿乗川はＣ型、雨山川及び雨山川合流点から乙女川下流はＡＡ型に指定されています。

表 3－9　市内河川の類型指定状況

水域名	範囲	類型			調査地点名
		生活環境（ＢＯＤ等）	達成期間	水生生物	
矢作川下流	明治用水頭首工から下流	Ａ	◎	生物Ｂ	美矢井橋
乙川上流（乙川(イ)）	岡崎市上水道取水口から上流	Ａ	◎	生物Ｂ	岡崎市上水道取水口＊△
乙川上流（乙川(ア)）	乙川天神橋から上流	Ａ	◎	生物Ａ	乙川天神橋△
乙川下流（乙川(イ)）	岡崎市上水道取水口から下流	Ａ	◎	生物Ｂ	占部用水取水口＊△
巴川	全域	Ａ	◎	生物Ｂ	細川頭首工＊△
鹿乗川	全域	Ｃ	◎	生物Ｂ	東鹿乗川橋
男川	全域	Ａ	◎	生物Ｂ	学校橋＊△
雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点から下流の乙女川	ＡＡ	◎	生物Ｂ	ツノジ橋＊△

注）◎：類型指定後に直ちに達成していることを示す。
＊：生活環境の保全（ＢＯＤ等）に係る環境基準点を示す。
（きれいな水）ＡＡ＞Ａ＞Ｂ＞Ｃ＞Ｄ＞Ｅ（汚い水）
△：水生生物の保全に係る環境基準点を示す。
生物Ａは、イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物Ｂは、コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

資料：令和元年版 岡崎市の環境（資料編）

平成 30 年度における生活環境項目の環境基準適合状況は、表 3－10 に示すとおりです。

生活環境項目は、全ての地点で環境基準を達成しています。有機汚濁の代表的な指標であるＢＯＤについても、全ての地点で環境基準を達成しています。

水生生物保全に係る項目についても、全ての地点で環境基準を達成しています。

表 3－10　生活環境項目の環境基準適合状況（平成 30 年度）

地点			①		②		④		⑤		⑦	
水域名			矢作川下流		乙川上流（乙川(イ)）		乙川下流（乙川(イ)）		巴川		男川	
地点名			美矢井橋		岡崎市上水道取入口		占部用水取入口		細川頭首工		学校橋	
検査項目	類型	基準値		適否		適否		適否		適否		適否
ｐＨ	A	6.5～8.5	7.5	0/ 8	7.3	0/12	7.4	0/12	7.3	0/12	7.3	0/12
ＢＯＤ75%値 (mg/ℓ)		2以下	0.7	○	0.5	○	1.0	○	0.6	○	<0.5	○
ＳＳ(mg/ℓ)		25以下	4	0/ 8	2	0/12	3	0/12	3	0/12	1	0/12
ＤＯ(mg/ℓ)		7.5以上	9.5	0/ 8	9.9	0/12	9.6	0/12	9.5	0/12	10	0/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000以下	4,100	3/ 4	27,000	7/ 8	17,000	8/ 8	10,000	7/ 8	16,000	6/ 8
全亜鉛(mg/ℓ)	生物Ｂ	0.03 以下	0.04	○	0.004	○	0.006	○	0.004	○	0.002	○
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ(mg/ℓ)		0.002以下	－	－	<0.00006	○	0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
ＬＡＳ(mg/ℓ)		0.05 以下	－	－	0.0045	○	0.0044	○	0.0016	○	0.0011	○

地点			③				⑥				⑧	
水域名			乙川上流（乙川(ア)）				鹿乗川				雨山川及び乙女川下流	
地点名			乙川天神橋				東鹿乗川橋				ツノジ橋	
検査項目	類型	基準値		適否	類型	基準値		適否	類型	基準値		適否
ｐＨ	A	6.5～8.5	7.3	0/12	C	6.5～8.5	7.3	0/12	AA	6.5～8.5	7.2	0/12
ＢＯＤ75%値 (mg/ℓ)		2以下	<0.5	○		5以下	2.9	○		1以下	<0.5	○
ＳＳ(mg/ℓ)		25以下	1	0/12		50以下	11	0/12		25以下	1	0/12
ＤＯ(mg/ℓ)		7.5以上	10	1/12		5以上	8.4	0/12		7.5以上	9.5	1/12
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)		1,000以下	－	－		－	90,000	-/ 4		50以下	6,300	8/ 8
全亜鉛(mg/ℓ)	生物Ａ	0.03 以下	0.002	○	生物Ｂ	0.03 以下	0.020	○	生物Ｂ	0.03 以下	0.001	○
ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ(mg/ℓ)		0.002以下	<0.00006	○		0.002以下	－	－		0.002以下	<0.00006	○
ＬＡＳ(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0016	○		0.05 以下	－	－		0.05 以下	0.0011	○

注１）ＢＯＤ75%値を除く項目は年間平均値を、適否は総検体数に対する環境基準を超過した検体数の割合を示す。
注２）ＢＯＤ75%値は、全データを小さいほうから順に並べたときの0.75×ｎ番目のデータ値を示す。

資料：令和元年版 岡崎市の環境（資料編）

図 3－4　類型指定河川の主な調査地点

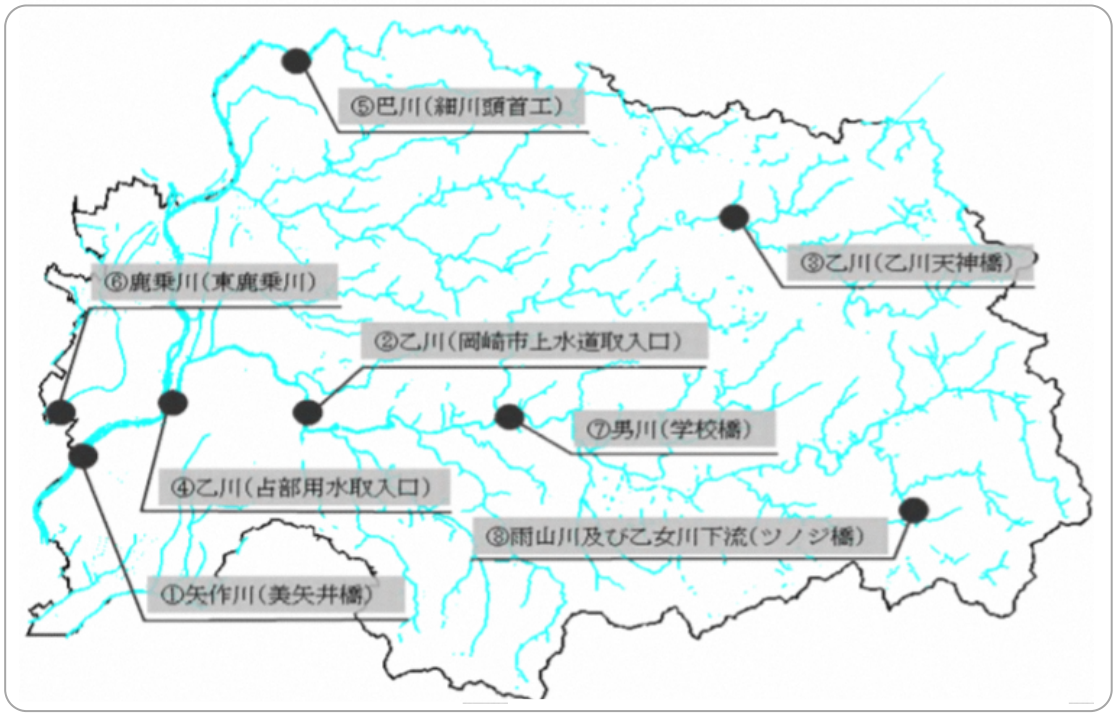

１－９　生活排水処理事業費の現状

生活排水処理事業費は表３－11 に示すとおりです。１人当たりの生活排水処理事業経費は、図３－5 に示すとおりであり、近年横這いを示しています。

表３－11　生活排水処理事業費

年　　度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設改良費	0	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0	0
収集運搬施設	0	0	0	0	0
中間処理施設	0	0	0	0	0
最終処分場	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	342,893	216,780	229,528	221,668	233,817
人件費	100,046	103,378	102,166	100,261	95,763
一般職	16,674	17,230	17,028	25,065	23,941
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	83,372	86,148	85,138	75,196	71,822
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	228,863	113,402	127,362	121,407	138,054
収集運搬費	6,291	5,860	5,267	5,037	4,782
中間処理費	222,572	107,542	122,095	116,370	133,272
最終処分費	0	0	0	0	0
車両購入費	0	0	0	0	0
委託費	13,984	0	0	0	0
収集運搬費	0	0	0	0	0
中間処理費	13,984	0	0	0	0
最終処分費	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	7,341	6,948	6,849	10,306	7,684
計	350,234	223,728	236,377	231,974	241,501

資料：一般廃棄物処理事業実態調査

図３－5　１人当たりの生活排水処理事業費（建設改良費除く）

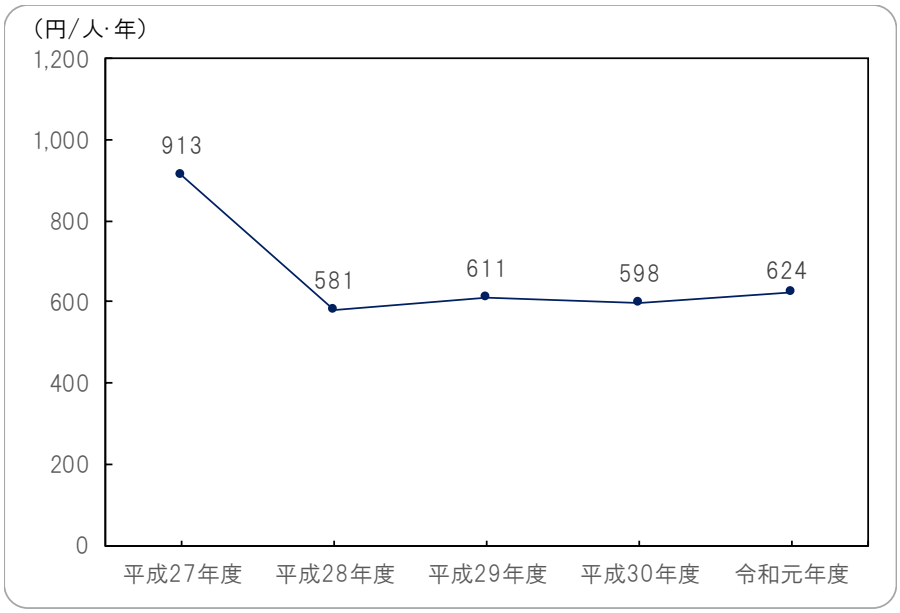

第２節　生活排水及びし尿・浄化槽汚泥処理の課題

２－１　浄化槽に関する課題

○　単独処理浄化槽の設置基数

本市に設置されている浄化槽は、表 3－5 に示すとおり 60%程度が単独処理浄化槽であり、公共用水域への悪影響が懸念されます。

○　維持管理実施率の低迷

本市の浄化槽の法定検査（11 条）の受検率は、表 3－6 に示すとおり 20%程度となっており、浄化槽の適正な維持管理が十分に行われていない状況となっています。適正な維持管理を行わないと、放流水質が悪化し、公共用水域を汚染する恐れがあります。

２－２　し尿に関する課題

○　収集世帯減少に伴う収集効率性の悪化

昭和 50 年頃には市内の 60%以上の世帯がし尿汲み取りでしたが、令和元年度末は 0.7%程度となっています。し尿収集世帯減少に伴い、収集効率が悪化し、１世帯あたりの処理コストが増大しています。

２－３　下水道・農業集落排水施設に関する課題

○　施設の老朽化

本市の下水道事業は、大正 12 年に開始しており、初期に整備した下水道管の老朽化が進んでいます。

農業集落排水事業では、最も古い小美処理場が平成８年度の供用開始であり、24 年が経過しており、施設の老朽化が見られます。

いずれも老朽化に伴い、維持管理費用の増大が懸念されます。

○　下水道の未接続世帯

下水道が供用開始されている区域内において、未接続世帯が存在しており、公共用水域への悪影響が懸念されます。

２－４　し尿処理施設に関する課題

○　し尿処理施設での処理における運転調整の困難性

し尿及び浄化槽汚泥を処理する八帖クリーンセンター（し尿処理施設）は、平成４年４月に稼働を開始してからすでに 28 年が経過しており、適宜補修工事等を実施しているものの、全体的に施設の老朽化が進行している状況です。

また、建設時と比較し、し尿と浄化槽汚泥の比率が大きく変化しているため、処理コストの増加につながっています。

第４章　基本方針

第１節　目指すべき姿

生活排水処理の課題を解決し、「持続可能な循環型の都市づくり」を実現するため、目指すべき姿を以下のように定めます。

市民・事業者・行政による良好な生活環境の確保

生活排水処理対策は、行政だけでなく、市民や事業者も相互に協力しなければ実現できません。各々が正しい知識を持って行動することで、よりよい生活環境を確保していくことを目指します。

第２節　基本方針

目指すべき姿を実現するため、以下のように基本方針を定めます。

基本方針１：地域の実情や事業の採算性を考慮した整備や維持管理の推進

採算性を考慮した汚水処理の手法となるよう、整備だけでなく維持管理の重要性についても検討し、本市に最適な水環境の整備に努めていきます。

基本方針２：し尿、浄化槽汚泥の安定的かつ効率的な処理体制の整備

公共下水道の普及によりし尿処理施設への搬入量は、今後減少傾向をとるものと予想されます。そのため、より効率的な収集運搬及び処理の方法について検討していきます。

第３節　基本方針に係る目標値

今後も、公共下水道計画区域内においては下水道への接続の推進、公共下水道計画区域外においては単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を推進することで、生活排水処理率の向上を目指し、令和元年度の 92.3%から、令和９年度までに 98%以上にすることを目標とします。

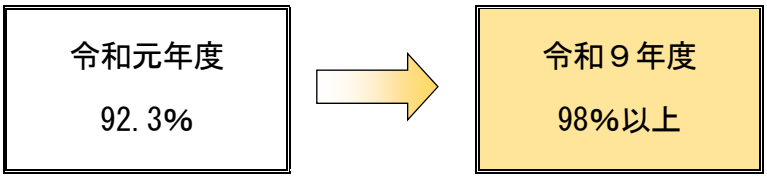

第５章　基本方針に関する施策

第１節　施策の体系

施策の体系は、図 5－1 に示すとおりです。

図 5－1　施策の体系

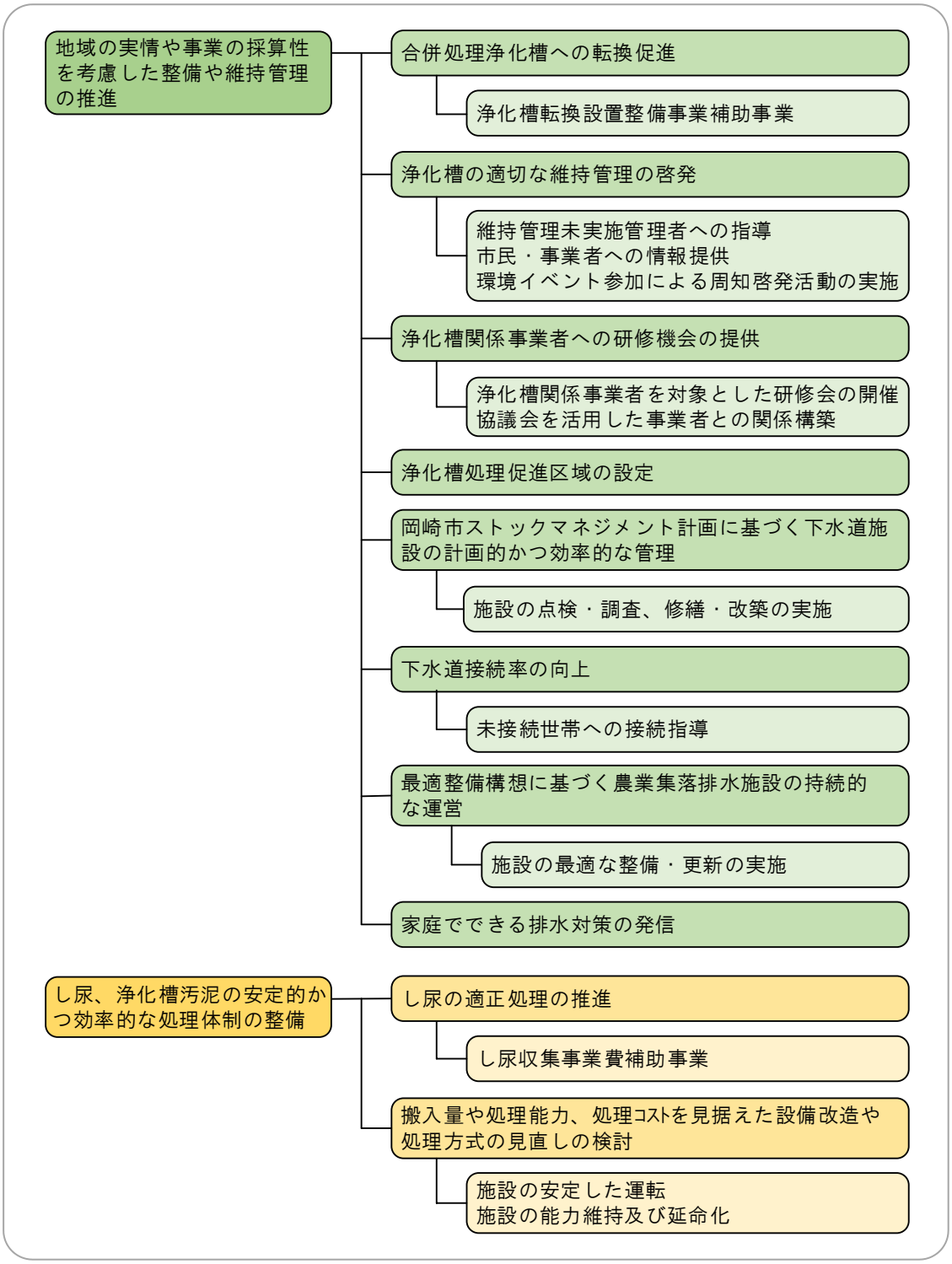

第２節　浄化槽の取り組み

２－１　合併処理浄化槽への転換促進

汲み取り便槽や単独処理浄化槽が使用されている世帯では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道及び農業集落排水事業の処理区域外において汲み取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対して合併処理浄化槽への転換を促進します。

２－２　浄化槽の適切な維持管理の啓発

浄化槽は法定検査、保守点検、清掃の３つの維持管理が義務付けられています。このうち法定検査の受検率は、全国平均に比べて低く推移していることから、より積極的な指導啓発を実施します。

また、浄化槽は維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を推進します。

２－３　浄化槽関係事業者への研修機会の提供

浄化槽の関係事業者に対して、適正な維持管理が実施できるよう、維持管理の重要性や実施方法に関する周知啓発、研修機会の提供を行います。

２－４　浄化槽処理促進区域の設定

令和元年６月の浄化槽法改正で新たに規定された浄化槽処理促進区域を設定できる制度を積極的に活用し、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正な維持管理の促進を図ります。

第３節　し尿の取り組み

３－１　し尿の適正処理の推進

下水道の接続や合併処理浄化槽の設置により、し尿収集世帯は減少していきます。そのような状況下においても、安定的かつ効率的に処理を進めるべく対応策の検討を進めます。

第４節　下水道・農業集落排水施設の取り組み

４－１　岡崎市ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の計画的かつ効率的な管理

長期的な視点で膨大な下水道施設の老朽化の進展状況を予測し、リスク評価等により優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査及び修繕・改築等を実施し、下水道施設全体を計画的かつ効率的に管理します。

４－２　下水道接続率の向上

未接続世帯への接続指導を行うことで、下水道への接続を促進し、下水道接続率の向上を図ります。

４－３　最適整備構想に基づく農業集落排水施設の持続的な運営

各農業集落排水施設の整備計画をコスト比較により取りまとめ、縦横断的に最適化（同期化、平準化）し、持続的に施設を管理します。

第５節　し尿処理施設の取り組み

５－１　搬入量や処理能力、処理コストを見据えた設備改造や処理方式の見直しの検討

八帖クリーンセンター（し尿処理施設）は、平成４年４月に供用開始し、適切な維持管理に努め適正な処理を行っていますが、施設稼働年数が 28 年経過し、施設全体の老朽化が進行しています。

また、機械・電気設備等の主要設備の耐用年数は、一般に 10～15 年程度とされており、施設内には耐用年数を超過する設備・機器等が多く、当面は施設の適正稼働に必要な保守整備を実施しつつ、将来減少していくし尿処理量と施設の老朽化を踏まえた施設のあり方や新たな処理方法等について先進事例を調査研究し、費用対効果も踏まえて検討します。

第６節　広報啓発

６－１　家庭でできる排水対策の発信

河川や海においては、市民が排出する生活排水のうち、台所や風呂、洗濯等からの排水が水質汚濁の大きな要因になっています。そのため、自らが使用する周辺の側溝や水路等の身近な水環境のみならず、河川や海等の地域全般の水環境に関心をもってもらうことが、計画達成のためには重要です。

また、各処理施設への負荷を軽減するためにも、各世帯が自ら流す排水について正しい知識を持つことは必要不可欠です。

そのために、以下のように広報、啓発を行っていきます。

≪家庭や地域に対する啓発≫

・本市が実施している出前講座等を活用した、地域での環境学習の実施

・市窓口や回覧板を通じた啓発パンフレットの配布

・市広報やホームページを活用した排水対策の情報発信

・環境関連イベントへの参加

・各種関連団体との連携強化や活動支援の実施

≪学校に対する啓発≫

・本市が実施している学校で環境教室を活用した、小中学校での環境教育の実施

・小中学校での水環境改善への取組の支援

第６章　生活排水及びし尿・汚泥処理量の将来予測

第１節　処理形態別人口の予測

１－１　処理形態別人口の予測（現状維持の場合）

処理形態別人口予測（現状維持の場合）は、表６－１に示すとおりです。

下水道人口が増加傾向にあり、生活排水処理率は、令和９年度に 95.7%になります。

表６－１　処理形態別人口予測（現状維持）

（単位：人）

年　度	実　績	将					来		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
1.計画処理区域内人口	387,106	384,801	382,495	380,191	377,887	375,580	373,276	372,284	371,292
2.水洗化・生活雑排水処理人口	357,399	357,485	357,242	356,914	356,509	356,030	355,481	355,514	355,508
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	20,772	20,480	19,859	19,153	18,370	17,512	16,586	16,240	15,856
(3) 下水道	329,307	329,654	330,000	330,347	330,694	331,041	331,387	331,734	332,081
(4) 農業集落排水施設	7,320	7,351	7,383	7,414	7,445	7,477	7,508	7,540	7,571
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	27,380	25,163	23,303	21,514	19,789	18,122	16,518	15,586	14,688
4.非水洗化人口	2,327	2,153	1,950	1,763	1,589	1,428	1,277	1,184	1,096
(1) し尿収集人口	2,327	2,153	1,950	1,763	1,589	1,428	1,277	1,184	1,096
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	92.3%	92.9%	93.4%	93.9%	94.3%	94.8%	95.2%	95.5%	95.7%

注）「1.計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。

図６－１　処理形態別人口予測（現状維持）

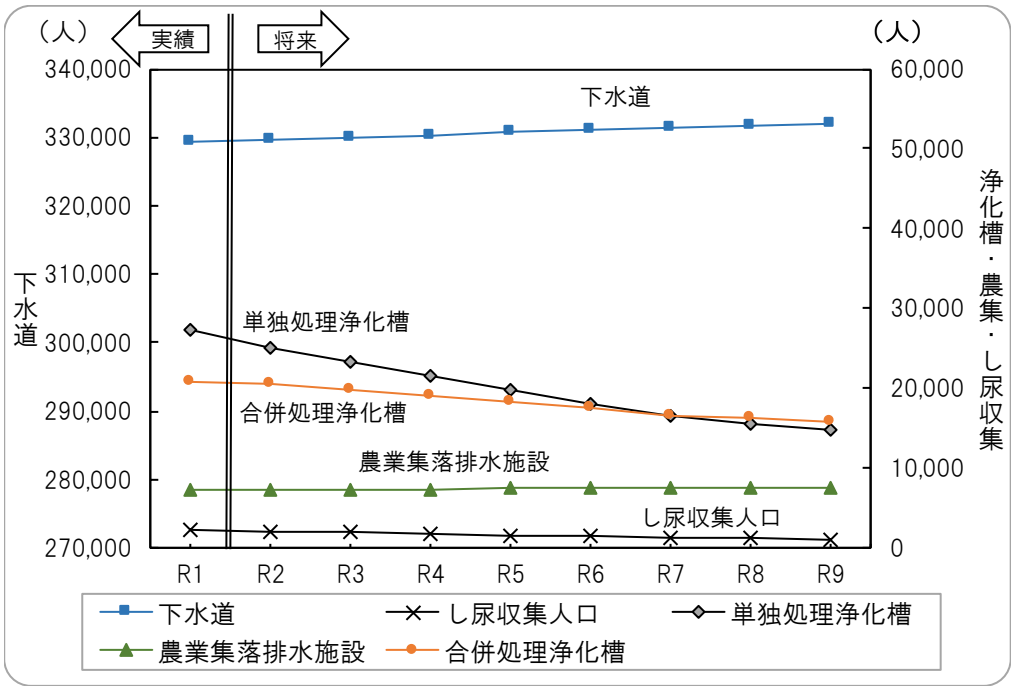

１－２　処理形態別人口の予測（目標達成時の場合）

処理形態別人口予測（目標達成時の場合）は、表６－２に示すとおりです。

下水道人口が増加傾向にあり、生活排水処理率は、令和９年度に 98.2%になります。

表６－２　処理形態別人口予測（目標達成時）

（単位：人）

年　度	実　績	将					来		
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
1.計画処理区域内人口	387,106	384,801	382,495	380,191	377,887	375,580	373,276	372,284	371,292
2.水洗化・生活雑排水処理人口	357,399	358,179	358,959	359,740	360,521	361,300	362,081	363,352	364,611
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	20,772	20,399	20,027	19,654	19,282	18,909	18,537	20,355	22,164
(3) 下水道	329,307	330,364	331,421	332,479	333,536	334,593	335,650	335,149	334,645
(4) 農業集落排水施設	7,320	7,416	7,511	7,607	7,703	7,798	7,894	7,848	7,802
3.水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	27,380	24,545	21,700	18,856	16,011	13,166	10,322	8,235	6,160
4.非水洗化人口	2,327	2,077	1,836	1,595	1,355	1,114	873	697	521
(1) し尿収集人口	2,327	2,077	1,836	1,595	1,355	1,114	873	697	521
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	92.3%	93.1%	93.8%	94.6%	95.4%	96.2%	97.0%	97.6%	98.2%

注）「1.計画処理区域内人口」は、行政区域内人口となる。

図６－２　処理形態別人口予測（目標達成時）

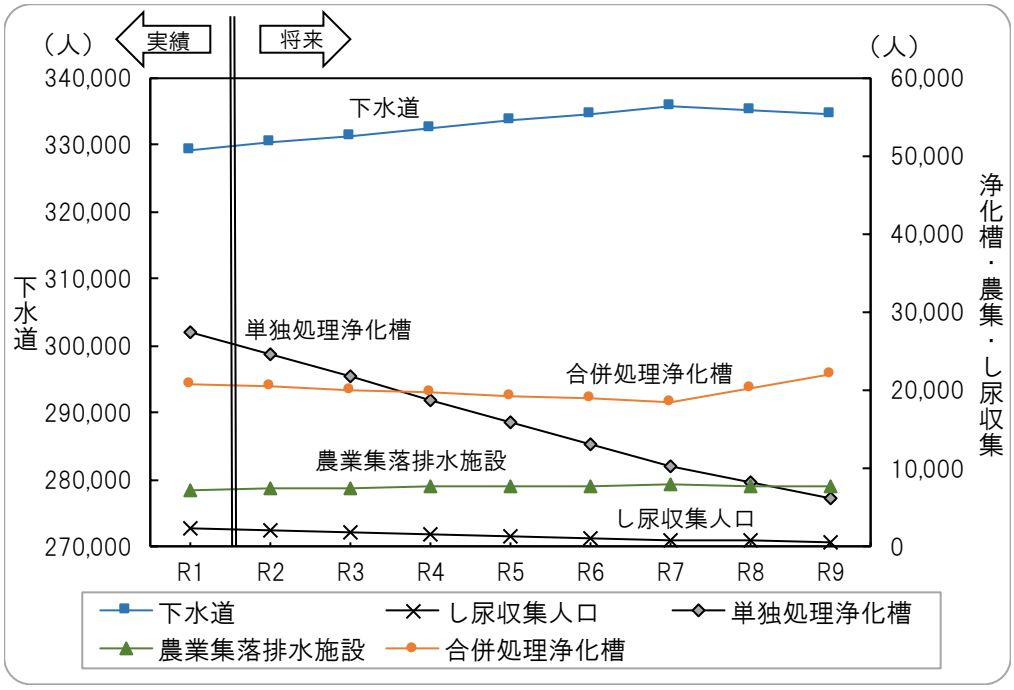

未処理人口（=単独処理浄化槽人口＋し尿収集人口）の現状維持と目標達成時の推移を示すと、図 6－3 のとおりとなります。令和９年度において、現状推移は 15,784 人、目標達成時は 6,681 人となります。

なお、目標達成時の人口については、岡崎市汚水適正処理構想（平成 28 年２月策定）との整合を図り設定しております。

図 6－3　未処理人口の推移

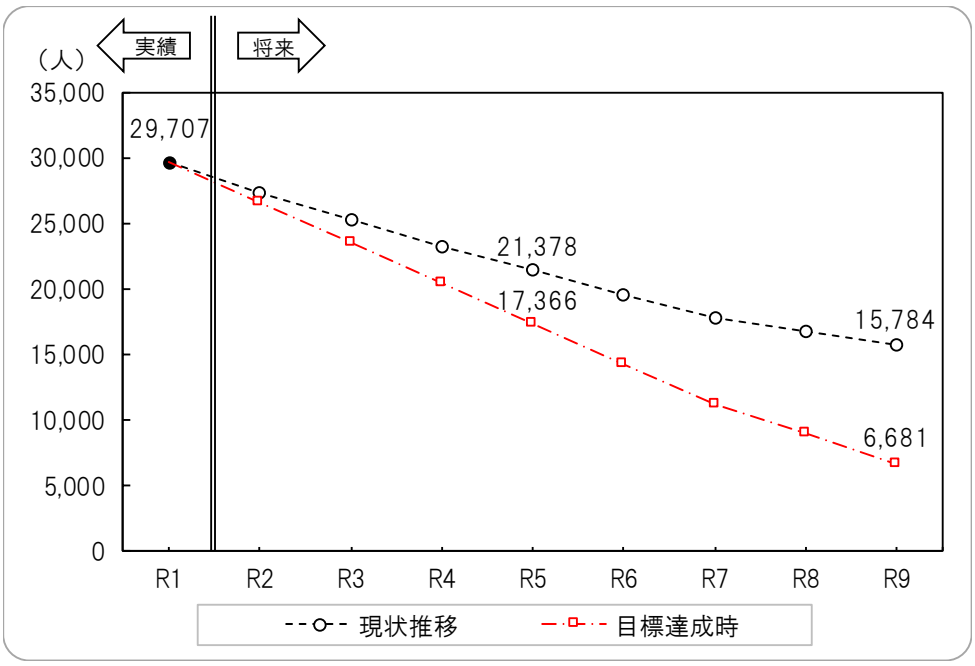

第２節　し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥量は、表６－３に示すとおりです。し尿及び浄化槽汚泥量は、下水道の普及等により減少する見込みです。令和９年度には 24,556kℓ/年となり、令和元年度より 19,549kℓ/年（44.3%）の減少となります。

表６－３　し尿及び浄化槽汚泥量予測（目標達成時）

（単位：kℓ/年）

年　度	実　績	将				来			
	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
合併浄化槽汚泥	42,046	17,348	17,032	16,715	16,398	16,081	15,765	17,311	18,849
単独浄化槽汚泥		20,874	18,455	16,036	13,617	11,197	8,778	7,003	5,239
し尿	2,059	1,865	1,649	1,432	1,217	1,000	784	626	468
計	44,105	40,087	37,136	34,183	31,232	28,278	25,327	24,940	24,556

図６－４　し尿及び浄化槽汚泥量予測（目標達成時）

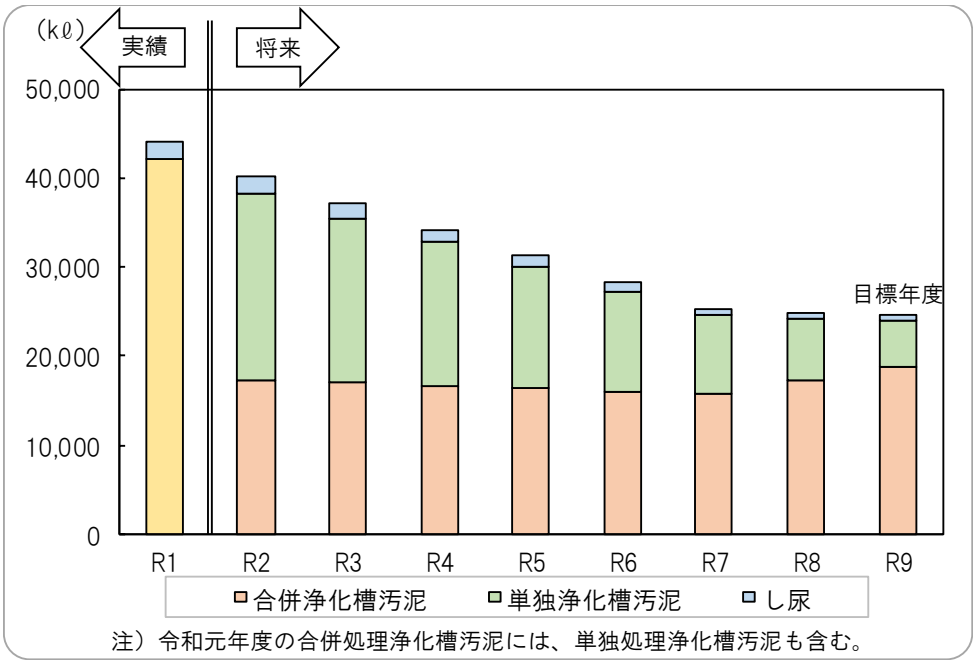

注）令和元年度の合併処理浄化槽汚泥には、単独処理浄化槽汚泥も含む。

第７章　処理計画

第１節　収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥については、計画収集区域を本市の行政区域全域とし、収集運搬体制は、現状の許可業者７社で行い、八帖クリーンセンター（し尿処理施設）に搬入します。

第２節　中間処理計画

八帖クリーンセンター（し尿処理施設）で処理を行い、現状の処理体制を継続していきますが、し尿処理施設は平成４年４月に稼働を開始してから 28 年が経過し、施設全体の老朽化が進行している状況にあることから、し尿等の適正処理及び効率的な施設の運転管理を継続するため、今後のし尿等の発生量に対応できる施設整備に向けた検討を行います。

第３節　最終処分計画

し尿処理施設の処理工程から発生する脱水ケーキ等については、現状と同様に中央クリーンセンターにて溶融処理後、スラグやメタルはリサイクルを行い、ごみ処理灰は北部一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。し尿処理施設の今後の施設整備に向けた検討の際には、より適切な最終処分方法についても併せて検討します。

用語集

	用　語	解　説
あ行	一般廃棄物	廃棄物処理法で規定する廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。
	ＳＤＧｓ（エスディージーズ）	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。経済・社会・環境の３つのバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標であり、平成 27 年９月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられているものです。
か行	合併処理浄化槽	トイレの排水だけでなく、台所やお風呂、洗濯などの排水もすべて処理できる浄化槽です。正しく維持管理を行えば、下水道と同等の処理性能を発揮できます。
	汲み取り便槽	便器下に据え付けられたタンク等にし尿を貯留し、定期的に汲み取る形式のトイレをいいます。俗語表現でぼっとんトイレ等と呼ばれるものです。
	下水道	排水を処理する施設の１つで、トイレや台所、お風呂、洗濯などの排水を道路下の配管を使って流し、終末の処理施設で処理します。
	下水道接続率	下水道が整備されている地域で、実際に下水道に接続している人の割合です。
	コミュニティ・プラント	排水を処理する施設の１つで、市町村が設置する小規模な下水処理施設をいいます。下水道と同様に、埋設された排水管によって集められたし尿と生活雑排水を併せて処理する施設です。岡崎市内には存在しておりません。
さ行	最終処分	廃棄物を適正に処理した上で埋立てや海洋投入することをいいます。本市においては、埋立処分を行っています。
	最適整備構想	農業集落排水において、機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めたものです。

さ行	し尿	人間の大便、小便をいいます。
	し尿処理施設	し尿や浄化槽汚泥を処理して、公共用水域等へ放流する施設をいいます。岡崎市の場合、八帖クリーンセンター内にあります。
	浄化槽	排水を処理する施設の１つで、各家庭の敷地内に設置されるものです。浄化槽には、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の２種類があります。
	浄化槽汚泥	浄化槽で排水を処理した際に発生する汚泥をいいます。
	浄化槽処理促進区域	令和元年に浄化槽法が改正され、市町村は、自然的経済的社会的諸条件からみて浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することができることとされました。
	水洗化人口	汲み取り便槽以外でトイレの排水を処理している人口をいいます。
	ストックマネジメント計画	持続可能な下水道事業の実施を図るため明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価を行うことで、中長期的な施設の状態を予測しながら効率的に管理するための計画です。
	生活雑排水	トイレ以外の家庭生活に伴って発生する排水をいいます。
	生活排水	家庭生活に伴って発生する排水全般をいいます。生活雑排水やトイレからの排水等を指します。
	生活排水処理率	全ての生活排水を処理して公共用水域に放流している人の割合をいいます。具体的には、行政人口から単独処理浄化槽と汲み取り便槽を使用している人を除いた割合です。
	清掃（浄化槽）	浄化槽の維持管理の１つで、浄化槽汚泥の引き抜きのことをいいます。この清掃を怠ると、悪臭発生の原因となります。
た行	単独処理浄化槽	トイレの排水だけを処理できる浄化槽です。そのため、台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水は未処理のまま河川等へ流れ、水質汚濁の原因となっています。

た行	中間処理	ごみを焼却、破砕・選別することにより、減容・減量する工程をいいます。埋立処分量を少なくし、資源として再利用できるものを回収するなど、ごみのリサイクルや適正処理を進めていくうえで重要なプロセスです。
な行	農業集落排水施設	排水を処理する施設の１つで、農業振興地域の居住環境の改善や農業用用排水の水質保全を図るために整備された小規模な下水処理施設です。正しく維持管理を行えば、下水道と同等の処理性能を発揮できます。
は行	非水洗化人口	汲み取り便槽を使用している人口をいいます。
	BOD（ビーオーディー）	生物化学的酸素要求量（BiochemicalOxygenDemand）の略称です。水の中の有機物(汚れの原因)を微生物が分解するのに使われた酸素の量のことで、有機物による水の汚れを示す代表的な指標です。一般的に、BOD の値が大きいほど、水質は悪いといえます。
	法定検査（浄化槽）	浄化槽の維持管理の１つで、浄化槽を使い始めてからしばらくして行う７条検査と毎年１回行う 11 条検査があります。検査の内容は、水質検査や外観検査、書類検査を行います。
	保守点検（浄化槽）	浄化槽の維持管理の１つで、浄化槽の各種装置の稼働状況を調べ、調整、修理、消毒剤の補充を行います。